

## 仕 様 書（ 共 通 ）

本仕様書は、発注者（以下「甲」という。）が発注する「投票所器材運搬等業務委託（統一地方選挙）」において、適用されるものであり、受注者（以下「乙」という。）が本業務を履行するにあたり、必要な事項を示すものである。

- 1 乙は、甲が市選挙管理委員会倉庫（旧幸町第二小学校）、中央区役所、花見川区役所で保管している投票所器材を、令和5年3月31日（金）までに乙が用意する投票所器材保管場所に搬入すること（器材の数量等は、別紙「投票所器材一覧」のとおり）。
- 2 乙は、事前に甲に投票所器材を保管する場所を報告すること。  
なお、甲は、乙が使用する倉庫を必要に応じて検査することができる。
- 3 乙は、契約後直ちに各区選挙管理委員会と打ち合わせを行い、運搬スケジュール表を作成して、各区及び市へ提出すること。
- 4 乙は、甲が別途指定する投票所責任者と協議の上、搬入及び搬出日時を決定すること。
- 5 乙は、必ず各投票所へ搬入前及び搬出前に事前連絡をすること。
- 6 乙は、投票所への投票所器材の搬入がすべて終了したとき及び本件業務委託がすべて終了したときは、甲に連絡すること。  
なお、運搬スケジュールを変更する場合は、直ちに甲に連絡すること。
- 7 乙は、運搬した投票所器材が運搬器材一覧と異なった場合は、直ちに対応して、経緯を甲に連絡すること。

### ※ 契約方法について

令和4年度の契約は、投票所への搬入に係るものとし、入札書には、全業務の委託料の6割の金額を記入すること。

令和5年度の契約は、投票所への搬入及び搬入を行った投票所からの搬出に係るものとし、落札者と全業務の委託料の4割の金額で別途契約する。ただし、令和5年度予算の発効をもって締結するものとし、議会の議決を得られないときは、契約手続きを中止する。

## 特記事項（中央区）

- 1 次の投票所について、車いすの搬入を行うこと。  
なお、車いすは、市選倉庫（旧幸町第二小学校）において、受領を行うこと。
  - ① 三和会館（第5投票所）
  - ② 椿森中学校（第8投票所）
  - ③ 東千葉地区自治会集会所（第9投票所）
  - ④ 蘇我保育所（第18投票所）
  - ⑤ 仁戸名小学校（第25投票所）
  - ⑥ 大巖寺小学校（第27投票所）
  - ⑦ 村田町公会堂（第30投票所）
  - ⑧ 都保育所（第31投票所）
  
- 2 次の投票所については、搬入前に必ず事前連絡をすること。
  - ① 三和会館（第5投票所）
  - ② 松波会館（第6投票所）
  - ③ 東千葉地区自治会集会所（第9投票所）
  - ④ 蘇我保育所（第18投票所）
  - ⑤ 村田町公会堂（第30投票所）
  - ⑥ 都保育所（第31投票所）

## 特記事項（花見川区）

- 1 花見川区役所において保管している未使用品のビニールマットを令和5年3月31日（金）までに回収すること。
- 2 回収の日時は甲乙協議の上決定し、回収の3日前までに、車両の車種・最大積載量及び作業者の氏名を甲へ報告すること。
- 3 回収した未使用品のビニールマットは、乙の投票所器材保管場において保管し、各投票所へ搬入すること。